



## 残そう・伝えよう！身近な生きもの調査事業

テーマ：「環境学習 自然公園の生きもの観察」

実施校：宮崎小学校（越前町）

里山里海湖研究所では、県内の小学校が実施している生きもの調査や保全活動を支援する「残そう・伝えよう！身近な生きもの調査事業」を実施しています。対象となる小学校に対して、学校専任アドバイザーの派遣、調査に必要な経費の助成、活動を円滑に進めるためのコーディネーターの派遣を行い、身近な生きもの調査・保全活動が継続的に実施されることを目的としています。

このほど対象校の1つ、越前町の宮崎小学校での活動取材してきました。

宮崎小学校では、5年生児童が理科の時間などを利用して、学校の裏山にある自然公園をフィールドに、そこに生息・生育する生きものについて学習を進めています。

この日は、宮崎小学校の学校専任アドバイザーである長谷川 巖さん（環境省地域連携保全活動推進アドバイザー、福井県両性爬虫類研究会会長、環境省希少野生動植物種保存推進員）を講師に迎え、校区内に生息している「アベサンショウウオ」についての学習が行われました。

最初に、多目的ホールで長谷川さんからアベサンショウウオの生態などについて説明がありました。アベサンショウウオは、環境省が定める国内希少野生動植物種に指定されていて、「種の保存法\*」に基づき、個体の捕獲・採取や譲渡し等が禁止されているとても貴重な生きものであり、しかも、日本国内で見つかった産卵場所の90%が福井県内にあるという話を聞きました。



その後、自然公園内の、昨年アベサンショウウオのたまごが見つかったビオトープへと移動し、どのような環境で産卵するのかを実際に確かめました。アベサンショウウオは、冬の夜に水中の枝などに産卵し、その後しばらくは水中でオタマジャクシとして過ごすということで、産卵場所や隠れ場所となるよう枯葉や枝をみんなで投入し、今日の活動を終わりました。



これを機会に、ふるさと福井の豊かな自然について興味・関心を高め、大切にしていこうとする気持ちを育ててもらいたいと思っています。

※「種の保存法」に基づく規制：「種の保存法」に基づく国内希少野生動植物種は、捕獲・採取・損傷などが原則として禁止されています。また、譲渡し等（あげる、売る、貸す、もらう、買う、借りる等）や譲渡し等を目的とした広告・陳列も原則として禁止されています。捕獲・採取や譲渡し等の規制に違反した場合、個人の場合5年以下の懲役または500万円以下の罰金が科せられます。